

2019年4月施行 経営者、人事労務総務がとるべき 「働き方改革関連法」対応の ポイント 押さえていますか？

働き方改革は、今後予想される生産年齢人口の減少をはじめとした現状を打破するための施策として実施されます。

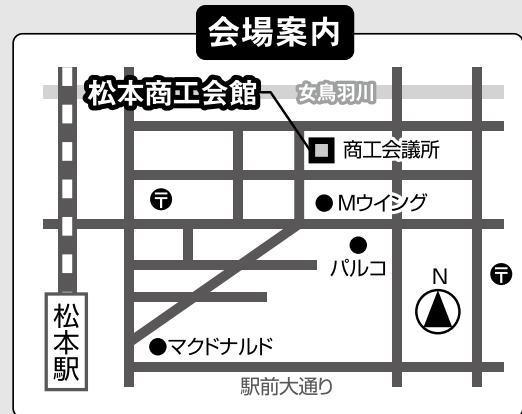
働き方改革は、経営者、管理職、一般社員それぞれの立場に意識改革を求めています。この機会にぜひ、ご参加ください。



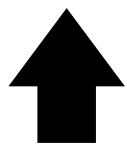
平成 31年 **2/19** 火・**26** 火・**3/5** 火・**12** 火

◆1~4回… **13:30~16:30** 全4回コース(12時間)

- 場 所 松本商工会館 2階研修室
(松本市中央1-23-1)
- 講 師 しみじま社会保険労務士事務所
社会保険労務士 上嶋 宏 氏
- 対 象 者 労務、人事、総務担当の中堅社員
(業種は問いません)
- 定 員 **20名**(定員になり次第締切ります)
- 受 講 料 **11,000円**(税込)



日程表		
回	時間	主な内容
1	13:30~16:30	何がいつ始まるのか? 【関連法律】雇用対策法、労働基準法、労働安全衛生法 労働時間等設定改善法、パートタイム労働法 労働契約法、労働者派遣法、じん肺法の施行及び概要
2	13:30~16:30	年5日の年次有給休暇取得義務化 【事業者の年次有給休暇取得対応方法について】
3	13:30~16:30	36協定【時間外労働上限規制の導入】
4	13:30~16:30	就業規則見直しについて



FAX(0263)32-1482



労務・人事管理研修申込書

申込日 平成 年 月 日

事業所		電話	-
事業所住所	[〒 -]	FAX	-
送付先住所	[〒 -]		
担当部署・担当者氏名			

	受講者氏名	生年月日	雇用保険被保険者番号 雇用保険被保険者証コピーを必ず添付してください
1		S H 年 月 日	- -
2		S H 年 月 日	- -
3		S H 年 月 日	- -
4		S H 年 月 日	- -
5		S H 年 月 日	- -
6		S H 年 月 日	- -
7		S H 年 月 日	- -
8		S H 年 月 日	- -

[受講料支払予定日: 月 日] [支払方法: 窓口 ・ 振込]

お申込方法

- 受講申込書にご記入の上、直接窓口にお越し頂くか、FAX・郵送等によりお申込みください。
- 受講料は申込締切日までに当所窓口でお支払いいただくか、下記口座へお振込みください。
【振込先口座】 八十二銀行 松本営業部 (普通)343353 名義「松本市中小企業能力開発学院」
- 振込手数料は貴社にてご負担ください。
- ご入金を確認でき次第「受講確認票」を発行いたします。
- 「受講確認票」は窓口でお支払いの場合は、その場でお渡しします。お振込みの場合は郵送します。
- 一旦入金された受講料は返金いたしません。
- ★本講座は、国の職業能力開発促進法の規定により受講料の補助を受けて実施しているため、受講対象者は雇用保険被加入者(若しくは労働者災害補償保険特別加入者)であることが前提となります。会社に雇用されている方は、個人的に受講される場合でも、必ず雇用保険事業所番号(会社)及び雇用保険被保険者番号(受講者)をご記入の上、被保険者証コピーを添付してお申込みください。

☆ご記入頂いた情報は、当所から受講者への各種連絡・情報提供及び受講者名簿の作成等本講座運営のみの目的で使用致します。

■ お問い合わせ 松本商工会議所の研修センター 松本市中小企業能力開発学院

〒390-1242 松本市中央1-23-1 松本商工会議所 中小企業振興部 ものづくり支援グループ 岡村
 TEL 0263-32-5350 FAX 0263-32-1482
 URL <https://www.mcci.jp/> E-mail gakuin@po.mcci.or.jp